

監査委員公表第14号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年11月30日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 柳下 雅子

1 監査の期間

平成30年11月6日から平成30年11月28日まで

2 監査等対象機関

教育委員会寒川中学校

教育委員会旭が丘中学校

教育委員会寒川東中学校

3 監査等の種別

定期監査

4 監査等対象

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の方法

対象中学校から関係書類の提出を求め、収入、支出、会計事務処理、契約、事務事業執行、負担金等、財産管理、安全管理、物品管理、公文書の管理に主眼を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

○軽微な留意事項は、口頭により指摘又は指導した。

○要望事項

理科準備室の薬品管理について、災害対策として薬品庫の壁等への固定対策や薬品整理、管理簿との照合などが改善された学校もあるが、一部で未だ改善を要する学校も見られた。国や県の通達等に則した適切な管理に向けて、教育委員会も力を入れてほしい。（教育委員会 寒川中学校 旭が丘中学校 寒川東中学校）